

# 平成28年第12回南島原市教育委員会定例会会議録

1 日 時 平成28年12月19日（月） 14時00分～15時40分

1 場 所 南有馬庁舎 2階会議室

1 出席委員の氏名 近藤 孝 信  
塩田 絹 代  
坂上 三 徳  
吉田 英 則  
永田 良 二

1 欠席委員の氏名

1 委員以外の出席者の氏名

教育次長	渡 部 博
教育総務課長	山 崎 康 徳
学校教育課長	本 多 正 興
生涯学習課長	林 田 充 敏
スポーツ振興課長	泉 淳一郎
文化財課長・世界遺産登録推進室長	松 本 慎 二
学校教育課学事班長	塩 土 敬 治
教育総務課総務班長	荒 木 一 弘

1 議事日程

第1 開 会

第2 前回会議録の承認

第3 会議録署名人の指名

第4 教育長報告

第5 議案審議

議案第59号 南島原市教育支援委員会の答申について

議案第60号 南島原市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則について

議案第61号 南島原市教育委員会会議規則の一部を改正する規則について

議案第62号 南島原市教育委員会傍聴人規則の一部を改正する規則について

議案第63号 南島原市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について

議案第64号 南島原市教育委員会教育長職務代理者規則を廃止する規則について

議案第65号 南島原市教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則について

議案第66号 南島原市教育委員会公印規則の一部を改正する規則について

議案第67号 南島原市教育長の権限に属する事務の委任等に関する規程の一部を改正する訓令について

第6 その他

(1) 準要保護児童生徒就学援助の申請について

(2) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴う例規の整備について

(3) 次回教育委員会定例会の開催について

(4) その他

第7 閉 会

## 日程第1 開 会

近藤委員長 　ただ今から平成28年第12回定例会を開会いたします。

## 日程第2 前回会議録の承認

近藤委員長 　日程第2、前回会議録の承認ですが、吉田委員が指名されておりましたので、署名をお願いいたします。

　　<吉田委員が署名>

近藤委員長 　ありがとうございました。

## 日程第3 会議録署名人の指名

近藤委員長 　日程第3 会議録署名人の指名ですが、今回は、坂上委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

　　<はいの声>

近藤委員長 　そのとおり、決定いたします。

## 日程第4 教育長報告

近藤委員長 　日程第4 教育長報告に入らせていただきます。  
教育長よろしくをお願いいたします。

永田教育長 　（別紙により、11月22日から12月15日までの諸会議及び諸行事の結果等の概要について報告）

近藤委員長 　ありがとうございました。  
今の報告について、何かお尋ね等ございませんでしょうか。

近藤委員長 　議会での教育委員会関係について、何か報告があればお願いします。

永田教育長 　いじめに関する質問がございました。  
「いじめに対し、教育委員会が学校と連携して、平素からどのような取り組みをしているのか。」という内容でございました。  
また、重大事案への対応などのご質問もありました。  
新しい教育委員会制度への移行期ということもあり、質問をされたものと思っております。  
この件に対しまして、「現在のところ、重大事案になるような案件はない。」ことを答弁しております。  
さらに、重大事案ではございませんが、数件の事案について、すでに解決したことを説明いたしました。

教育次長 　また、就学援助についてのご質問がっております。  
まず、新入学児童生徒の準備費用については、実態に合わせ3月中にお支払いをする予定であることを説明いたしました。  
また、就学援助の受給率が上がるような対応を要望される内容のご質問もございました。

それについては、これまでも周知等取り組んでいることを説明いたしました。

さらに、国の2次補正についてのご質問がっております。

特に「アートビレッジ・シラキノ事業」という、旧白木野小学校を活用した事業計画につきまして、白木野地区に出向いて説明させていただくことを市長の答弁で説明しております。

また、財政的な面で、来年度以降の大型事業についてのご質問がありました。

主なものとしては、給食センター建設に関する設計費の計上や有家小学校の校舎の建設についての説明をいたしました。

さらに、西有家小学校の通学路についてのご質問もっております。

島鉄の線路跡を使用し、通学路として整備することを検討してはりましたが、横断や高低差の問題等、新たな懸念事項があり、現段階では、白紙とさせていただきます。

今後、このような問題が解決できれば、早急に取り組んで参りたいと考えております。

また、文教厚生委員会では、議案質疑に関連し、新教育長制度のご質問があり、時期や制度の内容について、説明いたしました。

近藤委員長 「アートビレッジ・シラキノ事業」とは、どのような計画でしょうか。

教育次長 ご承知のとおり、旧白木野小学校は、北村西望先生の母校であり、この施設を、今までのセミナリヨ版画展での優秀作品の常設展示場所や芸術家志望の方を招へいする施設として計画しており、地方創生の一貫として、国のヒアリングも受けて進めております。

その中で、統廃合時、地区の住民の方から具体的な要望はなかったのですが、「利活用が決定したら説明して欲しい。」とのことでございました。

今回、計画の概要がまとまりましたので、事前に説明会を開催するものでございます。

生涯学習課長 この事業につきましては、芸術家の招へい、大学等のゼミなどの芸術活動などと併せ、本市住民の方との交流事業を出来るような施設の改修を計画しております。

学校ですのでスペースはありますが、宿泊や芸術家の創作活動等が出来るスペースを設置していき、また図書室のスペースを白木野先踊りなどの郷土芸能の練習拠点として活用出来るような改修も検討しております。

来年度、施設の改修を行い、さらに、地域おこし協力隊と連携した活動が出来ないかと考えております。

吉田委員 学校給食の無償化などの話はなかったのでしょうか。

教育次長 学校給食の補助についてのご質問がございました。

学校給食の補助分については、就学援助の対象としておりますので、現時点では、補助については考えていないことをご説明しております。

近藤委員長 他にございませんか。

吉田委員 不登校についての支援については、どうでしょうか。

教育次長 議会での質問はあっておりませんが、不登校の児童生徒の対策には、現

在も取り組んでおります。

近藤委員長 学校施設の洋式トイレの整備については、どうでしょうか。

教育次長 今回の議会では、特に質問等はあっておりませんが、以前、トイレの洋式化などの整備については、お話をいただいたこともございます。  
この件につきましては、堂崎小のトイレ改修やさらに、社会体育施設や社会教育施設の対応なども含め、段階的に進めております。

近藤委員長 他にございませんか。  
特にないようですので、以上で教育長報告を終わらせていただきます。

#### 日程第5 議案審議

近藤委員長 続きまして、日程第5 議案審議に入ります。  
議案第59号「南島原市教育支援委員会の答申について」を提案いたします。  
この案件は個人情報が含まれておりますので、非公開で審議したいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

<はいの声>

近藤委員長 この案件は、非公開と決定いたします。  
それでは、説明をお願いします。

(非公開の審議)

近藤委員長 議案第59号については、原案どおり決定したいと思います。よろしいでしょうか。

<はいの声>

近藤委員長 議案第59号については、原案どおり可決いたします。

近藤委員長 次に、議案第60号「南島原市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則について」を提案いたします。  
それでは、説明をお願いします。

教育総務課長 議案第60号「南島原市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則について」を説明いたします。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律を、本日の議案第60号から議案第67号におきましては、単に「法律」と表現させていただきます。

第1条では、法律第14条第2項の「教育委員会規則その他教育委員会の定める規定で公表を要するものの公布に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める」という規定が、第15条第2項に改正されましたので、引用条項を改めるものでございます。

第2条及び第4条では、委員長が廃止され、法律第13条第1項に「教育長は、教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表する」と規定されましたので、語句を改めるものでございます。

この規則の施行日ですが、市議会に上程されています関係条例の施行に合わせることにしておりますので、平成28年12月26日を予定してお

ります。

なお、改正後の法律附則第2条第1項では、「この法律の施行の際に在職する教育長は、その任期中に限り、従前の例により在職するものとする」となっていますので、経過措置といたしまして、現在の教育長の任期中は改正後の規則は適用せず、改正前の規則が効力を有するといたしております。

以上で、説明を終わります。ご審議賜りますようお願いいたします。

近藤委員長

この件について、何か質疑等ございませんか。

特になければ、原案どおり決定したいと思います。よろしいでしょうか。

<はいの声>

近藤委員長

議案第60号については、原案どおり可決いたします。

近藤委員長

次に、議案第61号「南島原市教育委員会会議規則の一部を改正する規則について」を提案いたします。

それでは、説明をお願いします。

教育総務課長

議案第61号「南島原市教育委員会会議規則の一部を改正する規則について」説明いたします。

目次では、第3章を削り、章及び条を繰り上げるものでございます。

第2条では、法律第14条第2項で「臨時会招集の請求数が3分の1以上」と規定がされました。また法律では、「付議すべき」という字句が用いられていますので、語句を改めるものでございます。

第5条及び第6条では、委員長等の選挙の必要がなくなりますので、削除するものでございます。

法律第14条第9項で「議事録の公表の努力義務」が規定されましたので、第19条第3項として公表の方法を追加し第17条に改めるものでございます。

他の部分については、語句を改め、章・条を繰り上げる改正でございます。

なお、経過措置を議案第60号同様に規定しております。

以上で、説明を終わります。ご審議賜りますようお願いいたします。

近藤委員長

この件について、何か質疑等ございませんか。

特になければ、原案どおり決定したいと思います。よろしいでしょうか。

<はいの声>

近藤委員長

議案第61号については、原案どおり可決いたします。

近藤委員長

次に、議案第62号「南島原市教育委員会傍聴人規則の一部を改正する規則について」を提案いたします。

それでは、説明をお願いします。

教育総務課長

議案第62号「南島原市教育委員会傍聴人規則の一部を改正する規則について」説明いたします。

主に「委員長」を「教育長」に語句を改めるものでございます。

なお、第4条の改正以外は経過措置を議案第60号同様に規定しております。

以上で、説明を終わります。ご審議賜りますようお願いいたします。

近藤委員長

この件について、何か質疑等ございませんか。  
特になければ、原案どおり決定したいと思いますのですが、よろしいでしょうか。

<はいの声>

近藤委員長

議案第62号については、原案どおり可決いたします。

近藤委員長

次に、議案第63号「南島原市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について」を提案いたします。  
それでは、説明をお願いします。

教育総務課長

議案第63号「南島原市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について」説明いたします。

第1条では、第2条以降に法律の引用条項がありませんので「。以下、「法」という。」を削り、法律第18条第2項の「教育委員会の事務局の内部組織は、教育委員会規則で定める」という規定が、第17条第2項に改正されましたので、引用条項を改めるものでございます。

第7条では、語句の整理を行うものでございます。

学校教育班の項第7号ですが、学校教育課に英語指導助手に関する業務が新たに生じたので、「及び英語指導助手」を加えるものでございます。

なお、第1条の改正のみ経過措置を議案第60号同様に規定しております。

以上で、説明を終わります。ご審議賜りますようお願いいたします。

近藤委員長

この件について、何か質疑等ございませんか。  
特になければ、原案どおり決定したいと思いますのですが、よろしいでしょうか。

<はいの声>

近藤委員長

議案第63号については、原案どおり可決いたします。

近藤委員長

次に、議案第64号「南島原市教育委員会教育長職務代理者規則を廃止する規則について」を提案いたします。  
それでは、説明をお願いします。

教育総務課長

議案第64号「南島原市教育委員会教育長職務代理者規則を廃止する規則について」説明いたします。

今までの教育長の職務代理者は、教育次長が行うことになっていますが、法律第13条第2項で「教育長に事故があるとき、又は教育長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を行う」と規定されたことにより、教育長職務代理者規則が不要になりますので、廃止を行うものでございます。

なお、経過措置を議案第60号同様に規定しております。

以上で、説明を終わります。ご審議賜りますようお願いいたします。

近藤委員長　この件について、何か質疑等ございませんか。  
特になければ、原案どおり決定したいと思います。よろしいでしょうか。

<はいの声>

近藤委員長　議案第64号については、原案どおり可決いたします。

近藤委員長　次に、議案第65号「南島原市教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則について」を提案いたします。  
それでは、説明をお願いします。

教育総務課長　議案第65号「南島原市教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則について」説明いたします。

法律第26条第1項の「教育委員会は、教育委員会規則の定めるところにより、その権限に属する事務の一部を教育長に委任し、又は教育長をして臨時に代理させることができる」という規定が、第25条第1項に改正されましたので、第1条の引用条項を改め、先ほどの法律の条文に合わせて題名及び第1条の残りの部分について、語句の整理を行うものでございます。

第2条では、第1項は語句を整理し、第3号の行為は法律に規定がないことから削除を行い、第5号は「教育長が市長から直接任命される」ことから語句を整理するものでございます。第13号は法律第27条第1項の事務の「自己点検・評価・公表」の規定が、第26条第1項に改正されましたので、引用条項を改め、第4号から第13号までを1号ずつ繰り上げるものでございます。

法律第25条第3項で、「教育長は、委任された事務又は臨時に代理した事務の管理及び執行状況の教育委員会への報告義務」が規定されたことにより、第3条及び第5条第2項を削除し、第4条は語句を整理し第3条に、第5条を第4条に改めるものでございます。

第5条として、法律第25条第3項の規定により、「教育長が教育委員会に報告しなければならない事務及びその時期」の規定を追加するものでございます。

なお、経過措置を議案第60号同様に規定しております。

以上で、説明を終わります。ご審議賜りますようお願いいたします。

近藤委員長　この件について、何か質疑等ございませんか。  
特になければ、原案どおり決定したいと思います。よろしいでしょうか。

<はいの声>

近藤委員長　議案第65号については、原案どおり可決いたします。

近藤委員長　次に、議案第66号「南島原市教育委員会公印規則の一部を改正する規則について」を提案いたします。  
それでは、説明をお願いします。

教育総務課長　議案第66号「南島原市教育委員会公印規則の一部を改正する規則について」説明いたします。

この改正は、今までの規則に申請書等の様式などが整備されていません

でしたので、法律の改正に伴うものに加えて改正を行うものでございます。

第3条及び第4条を1条ずつ繰り下げ、第3条として「公印管理総括者を教育次長」とすることを追加し、第5条は様式名を変更し第6条に、第6条は「公印新調・改刻・廃止申請書」の規定を追加し第7条に、第7条は「公印事故報告書」の規定を追加し第8条に改めるものでございます。

第8条は第3項を第4項とし、第3項として「公印印刷申請書」の規定を追加し第9条に、第9条は語句を整理し、第2項を第3項に改め、第2項として「電子印使用申請書」の規定を追加するものでございます。

別表第1は、ひな型番号の丸付き数字を算用数字に改め、「③南島原市教育委員会委員長印」及び「④南島原市教育委員会委員長職務代理者印」を削除するものでございます。

別表第2は別表第1同様に、丸付き数字の改正と③及び④を削除するものでございます。

「別記様式（第5条関係）」を「様式第1号（第6条関係）」に改め、様式第2号から様式第5号を追加するものでございます。

なお、別表第1及び別表第2の改正のみ経過措置を議案第60号同様に規定しております。

以上で、説明を終わります。ご審議賜りますようお願いいたします。

近藤委員長

この件について、何か質疑等ございませんか。

特になければ、原案どおり決定したいと思いますのですが、よろしいでしょうか。

<はいの声>

近藤委員長

議案第66号については、原案どおり可決いたします。

近藤委員長

次に、議案第67号「南島原市教育長の権限に属する事務の委任等に関する規程の一部を改正する訓令について」を提案いたします。

それでは、説明をお願いします。

教育総務課長

議案第67号「南島原市教育長の権限に属する事務の委任等に関する規程の一部を改正する訓令について」説明いたします。

法律の「第26条第3項」が「第25条第4項」に改正されましたので、引用条項を改めるものでございます。

なお、経過措置を議案第60号同様に規定しております。

以上で、説明を終わります。ご審議賜りますようお願いいたします。

近藤委員長

この件について、何か質疑等ございませんか。

特になければ、原案どおり決定したいと思いますのですが、よろしいでしょうか。

<はいの声>

近藤委員長

議案第67号については、原案どおり可決いたします。

日程第6 その他

近藤委員長

次は、日程第6 その他「（1）準要保護児童生徒就学援助の申請について」ですが、この案件は、個人情報が含まれておりますので、非公開で



審議したいと思いますが、よろしいでしょうか。

<はいの声>

近藤委員長 それでは、この案件は非公開と決定いたします。

(非公開の審議)

近藤委員長 **【新規申請分】**  
小学校、認定1人。  
本件につきましては、そのとおり決定したいと思いますが、よろしいでしょうか。

<はいの声>

近藤委員長 そのとおり、決定いたします。

近藤委員長 次は、「(2) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴う例規の整備について」を議題といたします。説明をお願いします。

教育総務課長 (地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴う例規の整備について説明)

近藤委員長 次は、「(3) 次回教育委員会定例会の開催について」を議題といたします。

教育次長 (平成29年1月23日、午後2時からの開催を提案)

近藤委員長 次回の定例会につきましては、平成29年1月23日、月曜日、午後2時から開催したいと思いますので、よろしく願いいたします。

近藤委員長 最後に「(3) その他」ですが、何かございませんでしょうか。

生涯学習課長 (平成29年南島原市成人式の開催について説明)

生涯学習課長 (平成28年度南島原市PTA連合会研究大会の開催について説明)

学校教育課長 (教職員研修さきがけ冬期特別講座の開催について説明)

永田教育長 (平成遣欧少年使節事業及びキエーティ市訪問について説明)

近藤委員長 他にございませんか。

<なしの声>

近藤委員長 特にないようですので、以上をもちまして、本日の第12回定例会を閉会いたします。

閉 会 15時40分

會議録署名

教 育 委 員

記 録 職 員